旭川大学の公立化検討に関する有識者懇談会開催要綱

(趣旨)

第1条 旭川大学を活用した公立大学設置の可能性に関し、専門的な視点から意見を聴取 することにより、今後の検討を推進するため、旭川大学の公立化検討に関する有識者懇 談会(以下「懇談会」という。)を開催する。

(職務)

- 第2条 懇談会は、次に掲げる事項について意見交換等を行う。
- (1) 旭川大学の現状について
- (2) 旭川大学を公立大学に移行する場合の課題等について
- (3) 学部、学科の在り方等について
- (4) その他公立化に関し必要な事項

(参加者)

- 第3条 懇談会の参加者は、次に掲げる者のうちから、市長が参加を依頼した者とする。
- (1) 高等教育関係者
- (2) 高等学校関係者
- (3) 経済団体が推薦する者
- (4) 行政機関に属する者
- (5) その他市長が必要と認めた者

(会議の進行)

第4条 会議の進行は、総合政策部長が行う。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、総合政策部政策調整課において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、参加者の意見を踏まえ、総合政策部 政策調整課長が定める。

附則

この要綱は、平成29年1月5日から施行する。